小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第１９号

富山市中島４丁目１番15号
再生債務者　土田　益弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年10月27日　富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第９号

埼玉県坂戸市関間４丁目14番20号　ネオ・アーバン若葉304号室
再生債務者　竹内　裕二
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年11月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年11月29日から平成28年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第１００４５号

東京都江戸川区春江町４－８－３－802
再生債務者　川名　敦
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年11月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月６日から平成28年12月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００１９号

東京都足立区綾瀬１－２－４
再生債務者　伊藤　真保
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年11月14日まで
平成28年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第２号

秋田市添川字境内川原96番地９
再生債務者　小野　祐樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年11月17日まで
平成28年10月27日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第２号

兵庫県美方郡香美町香住区上計1183番地
再生債務者　寺川　学
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年11月24日まで
平成28年10月26日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第４号

長野県松本市沢村２丁目４番22号
再生債務者　上條　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月25日　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（再ロ）第２号

奈良市東九条町840番地の23
再生債務者　砂辺　惠子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月26日　奈良地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１００２２号

東京都足立区大谷田３－18－１－102
再生債務者　仲間　幸宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第４号

大阪府高石市取石１丁目11番14号
再生債務者　水本　正和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第３号

山形市五十鈴３丁目２番11号
再生債務者　家塚　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年10月27日　山形地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十七日
掲載頁　八十九頁（号外第一三五号）
平成二十八年十一月七日
富山県南砺市井波一番地一
（甲）大建工業株式会社
代表取締役　億田　正則
富山県南砺市井波一番地一
（乙）ダイケン物流株式会社
代表取締役　岸田　秀嗣

合併公告

左記信用漁業協同組合連合会は、それぞれ平成二十八年十月二十八日開催の臨時総会において合併して、甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散すること、また、甲はなぎさ信用漁業協同組合連合会へ名称を変更することを決議いたしましたので、甲及び乙に対する債権について異議のある債権者は、平成二十八年十二月十六日までにその旨をお申し出下さい。
右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。
なお、左記信用漁業協同組合連合会の主たる事務所に備え置いている書類は当該連合会の主たる事務所に備え置いている書類と同一の内容であります。
記
一　名称　なぎさ信用漁業協同組合連合会
二　事務所の所在場所　兵庫県明石市中崎一丁目二番三号
三　代表理事の氏名　甲　兵庫県信用漁業協同組合連合会　代表理事会長　中川　照央
和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁三三番地
乙　和歌山県信用漁業協同組合連合会　代表理事会長　榎本　秀春

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の戸建住宅等の建設事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
甲
一　効力発生日は平成二十九年一月一日であり、甲乙両社の株主総会の承認決議は平成二十八年十二月十日を予定しております。
二　この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十八日
掲載頁　七十四頁（号外第九十号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十八日
掲載頁　七十九頁（号外第九十号）
平成二十八年十一月七日
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目四七番地
（甲）リストトマネジメント株式会社
代表取締役　北見　尚之
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目四七番地
（乙）リストデベロップメント株式会社
代表取締役　北見　尚之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年十一月七日
札幌市東区北十三条東五丁目二番六号
合同会社シンギュラリティ
代表社員　永江　慶充